

令和3年度 第1回 国民健康保険運営協議会 議事概要

- 1 日時 令和3年8月10日(水) (開会) 午後1時30分
- 2 場所 知立市中央公民館 中会議室
- 3 出席委員(10名)
公益代表 竹本 有基 田中 寛孝 野村 茂弘 毛受 秀之
医療機関代表 宮本 史生 塚本 幸夫
被保険者代表 河村 京子 鈴木 民樹 苅部 美恵 松井 敬一
- 4 事務局
市川 敏一 河合 圭太 加藤 智也 宮地 雄麻
- 5 議題
 - 1 国民健康保険税の改正について
 - (1) 独自軽減の見直しについて
 - (2) 課税限度額の引き上げ時期について
- 6 報告事項
 - 1 令和2年度国民健康保険事業決算見込について
 - 2 令和3年度国民健康保険税の課税状況について
- 7 概要

議題1 国民健康保険税の改正について

(1) 独自軽減の見直しについて

平成26年度に資産割が廃止され、廃止分の税収を補填するため、所得割税率、均等割、平等割が引き上げられた。低所得者の負担増を抑えるため激変緩和措置として法定軽減分に加え、市独自で均等割をさらに1割軽減する独自軽減を実施してきたが、実施から7年が経過し激変緩和措置の役目を終えたと考えているため、継続していく必要があるか意見を伺いたい。

【主な意見・質疑応答】

委員 新型コロナウイルス感染症の影響により会社を辞め、所得が減っている人が国保に加入してきていると考えるが、この状況で独自軽減を廃止しても問題はないのか。

事務局 激変緩和措置の期間としては概ね5年程度が多い中、既に7年が経過している。確かに新型コロナウイルス感染症の終息は見通しが立たないが、いつまでも継続するものではないと考えている。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少については、主たる生計維持者の給与収入や営業収入等が前年と比較し30%以上減少する場合には減免対象となる場合があるため、別途案内をしている。

(2) 課税限度額の引き上げ時期について

高所得者が対象になるが、被保険者に負担を強いるものになることから、当市では運営協議会にて審議していただいた後、国の法改正から一年遅れて改正している。中低所得者の負担については抑えられることから、国の改正と同時期に改正したい。

【主な意見・質疑応答】

- 委員 近隣市ではどのような状況か。
- 事務局 一年遅れで改正しているのは当市と刈谷市になり、他の近隣市は概ね国の改正と同時期に改正している。
- 委員 確かに中低所得者にはメリットになるのかもしれないが、高所得者の負担増になることに変わりはない。今後は国の法改正と同時期に改正すると運営協議会として明確に示していくということか。
- 事務局 そのようにご理解いただきたい。
- 委員 今後も年々限度額は上がっていくのか。
- 事務局 国は社会保険と足並みを揃え、限度額を超えている世帯の割合が1.5%程度になるまでは上げていくのではと考えている。

報告事項1 令和2年度国民健康保険事業決算見込について

決算見込み額は歳入が50億3,986万円、歳出が49億8,236万円で形式収支は5,749万円の黒字だが、基金からの繰入、前年度からの繰越金、および一般会計からの法定外繰入を考慮すると、実質単年度収支は6,343万円の赤字である。

【主な意見・質疑応答】

- 委員 現在の基金残高は。
- 事務局 約5億円で昨年度より若干増加している。
- 委員 一般会計の法定外繰入金は、市独自の医療費助成制度による支出増を補填するものなどのほか、収入不足を補う目的のものをいうとあるが、どの程度法定外繰入をしているのか。
- 事務局 基金があるため収入不足を補う目的の繰入はない。子ども医療の市負担分、特定健診分、独自軽減分で約7,900万円を繰り入れている。

報告事項2 令和3年度国民健康保険税の課税状況について

本年度の当初調定額は11億4,485万1,626円で、前年度と比べ、7,843万9,968円の減額となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の所得が減少しているものと考えている。

【主な意見・質疑応答】

委員 納付していない人が病院で診療を受ける場合、保険証は使えなくなるのか。

事務局 使えなくなることはないが保険証の有効期間を短くする・納税相談により分納してもらう等の対応をしている。

委員 県下の平均的な収納率ほどの程度か。

事務局 三河地区では95～96%で、知立は92.67%。上がってきてはいるものの依然として差がある。

委員 収納率を上げるために何か取り組みをしているのか。

事務局 多重債務の方を対象に相談会や、督促が届いたタイミングで電話をして納付のお願いを行っている。